

第9章 ロシア

内国民待遇

(1) 廃車税の導入

2017年版不公正貿易報告書 149-150 頁参照

(2) 私的録音録画補償金制度

2017年版不公正貿易報告書 150 頁参照

関税

(1) 高関税品目

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は 7.1%であるが、乗用車（最高 20%）、衣料品（最高 17.5%）、家具（最高 17.5%）、玩具（最高 15%）、ゴム製品（最高 15%）等の高関税品目が存在する。なお、非農産品の譲許率は 100%であり、2016 年の平均実行税率は 6.5%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のよう

なタリフピーク（第II部第5章 1. (1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

2014 年 5 月に、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 カ国はユーラシア経済共同体宣言（the Declaration of the Eurasian Economic Integration）に合意し、ユーラシア経済同盟協定（Treaty of the Eurasian Economic Union）を締結した。その後、2014 年 12 月 30 日にはアルメニアが、2015 年 5 月 21 日にはキルギスがそれぞれ加盟し、5 カ国の加盟数となっている。ユーラシア経済同盟（EEU ; Eurasian Economic Union）の対外共通関税はロシアの譲許税率が基準とされているため、EEU 加盟に伴い譲許税率が引き上がる品目について、GATT 第 28 条の補償交渉が行われている。こうした中で、現在、ユーラシア経済連合加盟国において、統一の関税基本法の署名手続きが進められており、2018 年 1 月時点で、加盟国のうちキルギス以外は署名済。本法が施行されると補償交渉の決着を待たずに、実行関税率の引き上げが実行される可能性がある。

(2) 冷蔵庫に対する関税の譲許率違反

<措置の概要>

①容量 340 リットル（L）超の大型冷蔵庫

ロシアの WTO 譲許税率は、下記のとおり。

加盟時 (2012年8月)	2013年9月	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月
20%	18.3%	16.7%	15%	13.6%	12%

②340L以下の小型冷蔵庫

ロシアのWTO譲許税率は、下記のとおり。

加盟時 (2012年8月)	2013年9月	2014年9月	2015年9月	2016年9月
20%	(i)18.3%、 (ii)18%ただし容量 1Lあたり0.198ユー ロを下回らない、の いずれか低い方	(i)16.7%、 (ii)16%ただし容量 1Lあたり0.156ユー ロを下回らない、の いずれか低い方	(i)15%、(ii)14%た だし容量1Lあたり 0.114ユーロを下回 らない、のいずれか 低い方	12%

他方、大型及び小型冷蔵庫に対する、WTO加盟時のロシアの実行税率は「20%ただし容量1Lあたり0.24ユーロを下回らない」としており、冷蔵庫の価格と容量によっては譲許税率を超えて関税が課されており、輸入者（日系現地法人）に過払いが発生していた。

<国際ルール上の問題点>

ロシアの実行税率の「ただし容量1Lあたり0.24ユーロを下回らない」という規定により、冷蔵庫の価格と容量によっては譲許税率を超えて課税され（例えば、容量400Lの冷蔵庫が価格470ユーロの場合、関税として96ユーロが課され、譲許税率の20%に相当する94ユーロを超えて課税される）、GATT第2条違反となる可能性がある。

<最近の動き>

我が国政府は、2013年3月のWTO物品理事会の他、同4月に東京にて行われた日露政府間委員会貿易投資分科会議長間会合等で問題提起し、8月のロシアとの二国間協議で、経済産業大臣からロシア経済発展大臣に対し、早期の是正を求めた。2014年9月の年次実行税率改訂の結果、現在、340L未満の小型冷蔵庫の関税率は「16%ただし容量1Lあたり0.156ユーロを下回らない」に、340L超の大型冷蔵庫の関税率は「16.7%ただし容量1Lあたり0.13ユーロを下回らない」に改正されている。これら実

行税率の改正により、被害額は大幅に緩和されたものの、冷蔵庫の容量と価格によっては未だ一部譲許税率違反が残るため、引き続き注視していく。

なお、EUはロシアに対して、冷蔵庫の他、紙、植物油等の諸物品に関する譲許税率違反の是正を求め、2014年11月、DS手続における二国間協議を要請後、2015年2月にパネル設置を要請し、同年3月にパネルが設置され我が国も、本パネル手続に第三国参加してきた。

2016年8月、本パネルにより、ロシアの本関税措置についてはWTOルールに違反の判定となった。2016年11月10日にロシアとEUは、是正を実行するまでの適正期間を7ヶ月15日間とすることに同意したため、適正期間は2017年5月11日までと設定された。2017年6月8日にロシアは、WTO紛争解決機関に対し、規定の期間内に是正を行った旨を報告し、是正が確認された。

輸出税を巡る措置

丸太輸出税

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点

に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

ロシア政府は、2007年2月、前年12月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げ及び木材製品の輸出税引き下げ等を発表した。これらの措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を図るためのものであった。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月にそれまで6.5%であった輸出税率が20%に、2008年4月に25%に引き上げられ、さらに引き上げる動きもみられた。

本措置については、①当時、世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。

このため、本措置の導入以降、我が国やスウェーデン等のロシア産丸太の輸入国は様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝達した。結果的に、さらなる税率の引き上げは行われず、丸太輸出税は25%（又は15ユーロ/立方メートルのいずれか高い額）で据え置かれた。

2012年8月ロシアがWTOに加盟し、ヨーロッパトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツの丸太等に賦課されていた輸出税の一部が変更され、輸出割当枠が設定された。たとえば、枠内では、ヨーロッパアカマツについては15%に、ヨーロッパトウヒとヨーロッパモミについては13%に引き下げられた一方、輸出割当超過分については税率を80%（ただし55.2ユーロ/m³を下まわらない）に引き上げられた。一方で、我が国へ多く輸出されているエゾマツ、トドマツ、カラマツについては、輸出税は25%で維持されてきた。

<懸念点>

ロシアのWTO加盟後、輸出割当枠内の輸出については輸出税が引き下げられたが、超過分の輸出についてはロシアが独自に決定した税率に大幅に引

き上げられ、実質的な輸出禁止措置に近い効果を持っている。また、毎年の輸出割当量は過去3年間の事業者の輸出実績を基に計算・付与されることから、公平・公正な配分がなされているかについて注視しつつ、必要に応じてマルチ、パイなどの場を通じて改善をはたらきかけていく。

<最近の動き>

これまで25%で維持されてきたエゾマツ、トドマツ、カラマツの丸太輸出税について、ロシア政府は、2017年12月に極東における新たな木材加工施設建設の奨励、木材加工産業の新規雇用創出を目的として、400万m³の輸出割当枠を設定し、枠内の輸出税を6.5%に引き下げ一方、枠外の輸出税を2019年以降、2019年は40%、2020年は60%、2021年は80%と段階的に引き上げることを決定した。また、丸太の輸出割当枠は、木材加工製品の輸出額が総輸出額に占める割合が一定以上（段階的に引き上げられる）の企業に配分される。これにより、木材の単なる原料としての輸出から、ロシア国内における木材加工産業の育成推進をより鮮明にした施策となっている。